令和6年度

豊前市財政健全化審査 及び経営健全化審査意見書

豊前市監査委員

7 豊監第 3 6 - 3 号 令和 7 年 8 月 2 0 日

豊前市長 西 元 健 殿

豊前市監査委員 林 田 冷 子

豊前市監査委員 郡司掛八千代

令和6年度 豊前市財政健全化審査及び 経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項 の規定により審査に付された健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比 率、実質公債費比率、将来負担比率)及び公営企業の資金不足比率について、 その算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について 次のとおり意見を提出します。

令和6年度 豊前市財政健全化審査及び 経 営 健 全 化 審 査 意 見 書

目 次

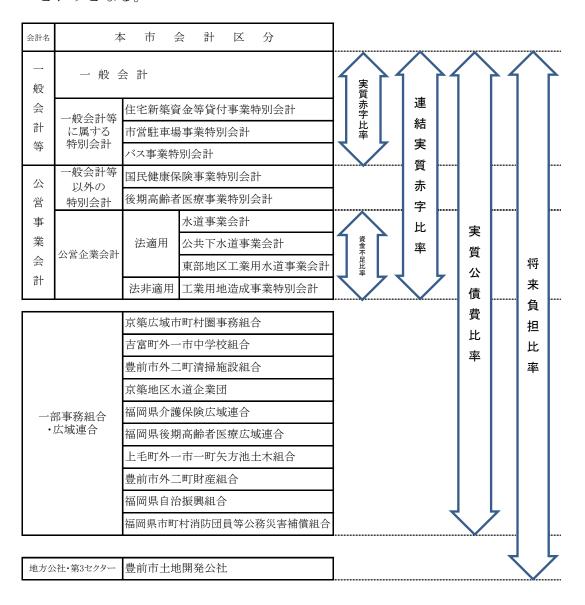
第	1.	審査の対象		••••••	•••••			1
第	2.	審査の方法						2
第	3.	審査の期間				•••••		2
第	4.	審査の結果	及び状況					2
	1. 褔	審査の結果・		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••	2
		建全化判断比) 実質赤字比						
	(2))連結実質赤	字比率.				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	[
	(3))実質公債費	比率 …					(
	(4))将来負担比	:率	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	7
	3. 貨	資金不足比率	この状況・					{

(注) 意見書の計数については、端数処理により不突合の誤差が生じる場合がある。

第1. 審査の対象

- 令和 6 年度 健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率 (2) 連結実質赤字比率 (3) 実質公債費比率
 - (4)将来負担比率
- · 令和 6 年度 資金不足比率

それぞれの比率の審査の対象となる本市の会計区分を図式化すると以下のとおりとなる。



第2. 審査の方法

審査は、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に従い適正に作成されているか、計数が正確であるか関係書類等を照合審査するとともに関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続により実施した。

第3. 審査の期間

令和7年8月1日から令和7年8月8日まで

(水道事業会計、公共下水道事業会計、東部地区工業用水道事業会計に係る資金不足比率審査については、令和7年7月1日から令和7年8月8日まで)

第4. 審査の結果及び状況

1. 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の 基礎となる事項を記載した書類はいずれも関係法令等に従い適正に作成 されており、算定対象となる会計等はすべて網羅され、計数も正確であ ると認める。

2. 健全化判断比率の状況

本市の令和6年度の健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位:%)

財政指標名	令和 4 年度 健全化判断比率	令和 5 年度 健全化判断比率	令和 6 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
①実質赤字比率	_		1	13.94	20.00
② 連結実質赤字比率	_	_	_	18.94	30.00
③実質公債費比率	9.2	8.6	8.1	25.0	35.0
④ 将 来 負 担 比 率	10.1			350.0	_

[※] 各比率が負の値の場合は、「一」で表示する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質収支額及び連結実質 収支額が赤字ではないため、「一」で表示している。

実質公債費比率は8.1%で、早期健全化基準(25%)、財政再生基準(35%) を下回っている。

その結果、本市の比率はいずれも国の示す基準を下回っており、健全性を 確保していると認める。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

(単位:千円、%)

	会 計	夕	実質	増減				
	云 印	71	令和6年度	令和5年度	坦 /吹			
	一般会計		546,492	525,982	20,510			
	住宅新築資金等貨	資付事業特別会計	2,806	1,782	1,024			
般	市営駐車場事業	\$特別会計	194	982	△ 788			
会計	バス事業特別会	計	0	0	0			
等		计	549,492	528,746	20,746			
	実質赤	字額 A	△ 549,492	△ 528,746	△ 20,746			
	標準財政規	見模 B	7,345,586	7,200,310	145,276			
,	実質赤字比率	比率	_	_	_			
	(A/B)×100	算定値	△ 7.48	△ 7.34	△ 0.14			

早期健全化基準	13.94
財政再生基準	20.00

(注1) 実質赤字額及び比率は「△ (マイナス)」表示が黒字、「正数」表示が赤字である。

令和6年度の実質収支額は549,492千円の黒字で、実質赤字比率(算定値) は△7.48%である。この結果、令和6年度の実質赤字比率は早期健全化基準を下回っており、前年度に比べ0.14ポイント改善している。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象 とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべ ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標 化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

連結実質赤字額
連結実質赤字額 (実質赤字額+資金不足額) - (実質黒字額+資金剰余額)
連結実質赤字比率(%) = (実質黒字額+資金剰余額) × 100

(単位:千円、%)

会計名	本市会計区分			市会計区分	令和6年度	令和5年度	増減											
	一般会計①			般会計 ①	546,492	525,982	20,510											
般会	住宅新築資金等貸付事業特別会計 ②			住宅新築資金等貸付事業特別会計 ②	2,806	1,782	1,024											
計		会計等		市営駐車場事業特別会計 ③	194	982	△ 788											
等	,			バス事業特別会計 ④	0	0	0											
公		一般等以	会計	国民健康保険事業特別会計 ⑤	△ 123,011	△ 128,033	5,022											
営	特	特別		後期高齢者医療事業特別会計 ⑥	20,732	18,331	2,401											
事	別	公		水道事業会計 ⑦	118,019	130,219	△ 12,200											
業	会	営企	法適用	公共下水道事業会計 ⑧	403,726	390,239	13,487											
会	計	業会	業会	業会	業会	業会	業会	業会	業会	業会	業会	業会	業会		東部地区工業用水道事業会計 ⑨	78,563	103,656	△ 25,093
計		計	法非適用	工業用地造成事業特別会計 10	0	0	0											
	合計 A(①~⑩の合計)			1)~⑩の合計)	1,047,521	1,043,158	4,363											
	標準財政規模 B			才政規模 B	7,345,586	7,200,310	145,276											
連結	実質	赤字	比率	比率	_	_	_											
((A/B))×10	0	算定値	△ 14.26	△ 14.48	0.22											

早期健全化基準	18.94
財政再生基準	30.00

- (注 1) 一般会計①~後期高齢者医療事業特別会計⑥については「実質収支額」を、水道事業会計⑦~工業用地造成事業特別会計⑩については「資金不足額・剰余額」を示す。
- (注2) 連結実質収支が黒字である場合、「連結実質赤字比率」の算定値は負の値で示される。

令和6年度の連結実質収支額は1,047,521千円の黒字であるため、連結実質赤字比率(算定値)は△14.26%である。この結果、令和6年度の連結実質赤字比率は早期健全化基準を下回っているが、前年度に比べ0.22ポイント悪化している。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標である。

実質公債費比率の推移は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
地方債の元利償還金(繰上償還額及び借換債を財源として償還した額を除く) ①	1,029,260	1,060,811	1,178,949	1,172,588
公債費充当特定財源 ②	54,020	46,022	57,666	54,066
準元利償還金 ③	262,619	287,559	284,190	329,425
元利償還金・準元利償還金に係る基準 財政需要額算入額 ④	756,968	798,166	811,333	872,186
標準財政規模 ⑤	7,345,586	7,200,310	7,139,534	7,402,147
各年度の実質公債費比率(%) (①-②+③-④)/(⑤-④)×100	7.29881	7.87521	9.38877	8.81722
本年度の実質公債費比率(%) (3か年平均)		8.1		
前年度の実質公債費比率(%) (3か年平均)			8.6	
増減ポイント		Δ	0.5	

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

実質公債費比率は、審査の対象年度を含めた3ヶ年平均の数値であり、令和6年度の実質公債費比率は8.1%である。この結果、令和6年度の実質公債費比率は早期健全化基準を下回っており、前年度に比べ0.5ポイント改善している。また、単年度で比較すると、令和6年度は前年度に比べ約0.6ポイント改善している。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも 含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財 政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入 金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標 化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

(単位:千円、%)

区分		令和6年度	令和5年度	増 減
地方債の現在高	1	7,114,821	7,581,324	△ 466,503
債務負担行為に基づく支出	予定額 ②	144,481	144,485	\triangle 4
公営企業債等繰入見込額	3	1,657,713	1,867,495	△ 209,782
組合負担等見込額	4	284,169	309,695	\triangle 25,526
退職手当負担見込額	(5)	1,815,776	1,851,363	△ 35,587
設立法人の負債額等負担見	記 込額 ⑥	0	0	0
連結実質赤字額	7	0	0	0
組合連結実質赤字額負担見	見込額 ⑧	0	0	0
将来負担額 (①+②+③+④+⑤+(6+7+8) A	11,016,960	11,754,362	\triangle 737,402
充当可能基金	9	4,354,287	4,156,865	197,422
充当可能特定歳入	10	314,091	347,021	△ 32,930
基準財政需要額算入見込額	(1)	7,039,105	7,600,674	△ 561,569
充当可能財源等(⑨+⑩+億	(I)) B	11,707,483	12,104,560	△ 397,077
A将来負担額-B充当可能	財源等 C	△ 690,523	△ 350,198	△ 340,325
標準財政規模	D	7,345,586	7,200,310	145,276
算入公債費等の額	Е	756,968	798,166	△ 41,198
D標準財政規模-E算入公債	看	6,588,618	6,402,144	186,474
将来負担比率	比率		_	
C/F×100 (%)	算定値	△ 10.4	△ 5.4	△ 5.0

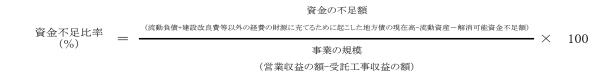
早期健全化基準	350.0
---------	-------

令和6年度の将来負担比率(算定値)は△10.4%で早期健全化基準を下回って おり、前年度に比べ5.0ポイント改善している。

3. 資金不足比率の状況

資金不足比率は、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標で、この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消するのが難しくなる。

資金不足比率が経営健全化基準(早期健全化基準に相当する基準)以上となった場合には、企業ごとに当該資金不足比率を公表した年度の末日までに、「経営健全化計画」を策定し、経営の健全化を図らなければならないことになる。



各会計の資金不足比率の推移は、次表のとおりである。

(単位:千円、%)

	会 計 名	区分		令和6年度	令和5年度	増減	
	水道事業	資金不足額•	余剰金 A	118,019	130,219	△ 12,200	
		事業の規	.模 B	448,082	449,446	△ 1,364	
	小坦尹未	資金不足比率	比率	_	_	_	
N. I		$(A/B) \times 100$	算定値	\triangle 26.3	△ 28.9	2.6	
法		資金不足額•	余剰金 A	403,726	390,239	13,487	
適用	公共下水道事業	事業の規模 B		242,628	243,948	△ 1,320	
事	公共「小坦尹未	資金不足比率 (A/B)×100	比率	_	_	_	
業			算定値	△ 166.3	△ 159.9	\triangle 6.4	
		資金不足額·余剰金 A		78,563	103,656	△ 25,093	
	東部地区工業用 水道事業	事業の規	模 B	10,142	10,492	△ 350	
		資金不足比率	比率	_	_	_	
		$(A/B) \times 100$	算定値	\triangle 774.6	△ 987.9	213.3	
法非		資金不足額・余剰金 A 事業の規模 B		0	0	0	
非適用	工業用地造成事業			0	0	0	
事	上 未用地坦风争未	資金不足比率	比率	_	_	_	
業			$(A/B) \times 100$	算定値	0.0	0.0	0.0

経営健全化基準 20.0

令和6年度の資金不足比率は、各会計とも資金不足額が発生していないので資金不足比率は算定されず、経営健全化基準を下回っている。

その結果、本市の比率は、いずれも国の示す基準からみて、健全な範囲を維持していると認める。